

第2次沖縄県新型コロナウイルスワクチン接種基本方針

令和3年12月16日 知事決定
令和4年2月3日 改定

1 本方針策定の意義

沖縄県は、令和3年8月に策定した「沖縄県新型コロナウイルスワクチン接種基本方針」で、県と市町村が連携し、10月末までに全人口の70%への1回目の接種に取り組んできたところ、11月末現在の沖縄県の接種率は、1回目が68.7%、2回目が67.3%となっており、希望する接種対象者に対しては、おおむね接種を終了している。

一方、感染予防及び重症化予防の観点から、初回接種（1・2回目接種）を継続するとともに、追加接種（3回目接種）の機会を提供することが重要である。

そのため、新たに基本方針を定め、県と市町村の連携のもと、県内におけるワクチン接種を円滑に推進する。

2 ワクチン接種の目的

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。

新型コロナウイルスによる感染を抑え込み、安全・安心な島沖縄を一日も早く取り戻し、県民生活と経済に活気を取り戻すためには、感染症対策の最大の切り札となるワクチン接種を早急に行うことが重要である。

3 ワクチン接種対象者及び接種方法

(1) 接種対象者^注

12歳以上の全県民 約128万7千人
うち高齢者 約33万2千人

(注) 接種対象者は、令和3年1月1日時点の住民基本台帳の人数

(2) 接種方法

ア 市町村

医療機関又はそれ以外の接種会場を確保し接種を行うほか、医療機関による高齢者施設等への巡回接種を行う。

イ 県

市町村と連携し、接種を促進するとともに、市町村による接種を補完するため、広域ワクチン接種センター等を設置し接種を行う。

ウ 職域接種

職域（大学等を含む）単位でワクチンの接種を行う。

4 基本的な考え方

(1) 初回接種

令和3年12月以降、今後接種を希望する者及び新たに接種対象となる者のために、接種体制を整備し、引き続きワクチン接種を行う。

小児（5歳から11歳）へのワクチン接種は、国が接種を承認した場合、接種体制を整備し、ワクチン接種を開始する。

(2) 追加接種

令和3年12月以降、初回接種終了から原則8か月以上経過した18歳以上の者を対象に、初回接種に用いたワクチンの種類に関わらずmRNAワクチン^注を使用し、順次追加接種を行う。

ただし、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者は、初回接種終了から6か月、その他一般の者は、7か月経過後の接種を積極的に推進する。

なお、ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、上記に関わらず、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、順次、初回接種終了から6か月経過後の接種を行う。

また、今後国から新たな方針等が示された場合は、当該方針に従い実施するものとする。

(注) mRNAワクチンとは、ファイザー社製ワクチン及びモデルナ社製ワクチン。

5 都道府県、市町村及び企業等（職域接種）の主な役割

(1) 都道府県の役割

ア 地域の卸業者等との調整

イ 市町村事務に係る調整

ウ 医療従事者等への接種体制の確保

エ 高齢者施設の入所者等への接種体制の構築（市町村への協力）

オ 専門的相談体制の確保

カ 市町村等へのワクチン等の割り当て

キ モデルナ社製ワクチン及びアストラゼネカ社製ワクチン接種機会の確保

(2) 市町村の役割

ア 医療機関等との委託契約、接種費用の支払

イ 医療機関以外の接種会場の確保等

ウ 住民への接種勧奨、情報提供、相談受付

エ 高齢者施設等の入所者等への接種体制の構築

オ 健康被害救済の申請受付、給付

カ 接種実施医療機関等へのワクチン等の割り当て

(3) 企業等（職域接種）の役割

ア 職域接種の要件

(ア) 医師、看護師等の医療従事者及び事務スタッフ等の人員確保

(イ) 会場及び必要な備品等の確保

(ウ) 企業内職域接種の準備及び実施のための体制確保

(エ) 原則1,000回以上の接種実施

6 県の取組

(1) 市町村支援

- ア 国と市町村間のリエゾンの役割（ワクチン確保、補助金等）
- イ 市町村の進捗状況の管理及び助言等
- ウ 接種会場及び医療従事者確保の支援
- エ 広域的な調整
- オ 専門的相談コールセンターの設置運営

(2) 広域ワクチン接種センター等の設置運営

ア 沖縄県モデルナワクチン接種センターの設置運営

(ア) 目的

令和3年12月以降も、モデルナ社製ワクチン及びアストラゼネカ社製ワクチンの接種機会を継続して提供するため、「沖縄県モデルナワクチン接種センター」を設置し、市町村と連携して接種の促進を図る。

(イ) 設置場所及び期間

沖縄県立武道館（錬成道場） 令和3年12月3日（金）から令和4年2月6日まで

(ウ) 対象者

原則、沖縄県に居住するモデルナ社製ワクチン及びアストラゼネカ社製ワクチンの接種を1回のみ接種した者又は1回もワクチン接種を受けていない者で、次の者を対象とする。

- a モデルナ社製ワクチンを希望する者のうち、市町村から発行された接種券を有する満12歳以上の者
- b アストラゼネカ社製ワクチンを希望する者のうち、市町村から発行された接種券を有する40歳以上（特に必要がある場合は18歳以上）の者

イ 沖縄県広域ワクチン接種センターの設置運営

(ア) 目的

市町村が行う初回接種及び追加接種を補完し、モデルナ社製ワクチン及びアストラゼネカ社製ワクチンの接種機会を提供するため、「沖縄県広域ワクチン接種センター」を設置し、市町村と連携して、接種の推進を図る。

(イ) 設置場所及び期間

- a 沖縄県北部合同庁舎 令和4年2月5日（土）から当分の間
- b 結婚式場NBC沖縄 令和4年2月6日（日）から当分の間
- c 那覇クルーズターミナル 令和4年2月5日（土）から当分の間

(ウ) 対象者

a 初回接種は、原則、沖縄県に居住するモデルナ社製ワクチン及びアストラゼネカ社製ワクチンの接種を1回のみ接種した者又は1回もワクチン接種を受けていない者で、次の者を対象とする。

- (a) モデルナ社製ワクチンを希望する者のうち、市町村から発行され

た初回接種の接種券を有する12歳以上の者

(b) アストラゼネカ社製ワクチンを希望する者のうち、市町村から発行された初回接種の接種券を有する40歳以上（特に必要がある場合は18歳以上）の者

b 追加接種は、原則、沖縄県に居住するファイザー社製ワクチン、モデルナ社製ワクチン及びアストラゼネカ社製ワクチンの初回接種を終了した者で、次の者を対象とする。

(a) モデルナ社製ワクチンを希望する者のうち、追加接種の接種券を有する18歳以上の者。

(3) 職域接種支援

申請等に係る問い合わせの対応、助言等

(4) 情報等の発信

ワクチン接種の効果や副反応等に関する正確な情報を発信するなど、接種に前向きとなるような取組みを行う。

7 工程

ワクチン接種の工程表（別表1参照）及び追加接種の工程表（別表2参照）

別表 1

ワクチン接種の工程表

実施主体	接種時期 (初回接種(2回目)終了時期)	R3.12月 (R3.4月)	R4.1月 (R3.5月)	R4.2月 (R3.6月)	R4.3月 (R3.7月)	R4.4月 (R3.8月)	R4.5月 (R3.9月)	R4.6月 (R3.10月)	R4.7月 (R3.11月)	R4.8月 (R3.12月)	R4.9月 (R4.1月)
	県内接種対象者(約128.7万人)										
市町村	1 初回接種(1・2回目接種、12歳以上) 接種を希望する者及び新たに接種対象となる者	→									
	2 追加接種(3回目接種)										
	医療従事者等	→									
	高齢者及びその他の者	→									
県	ワクチン接種センター モデルナ社製及びアストラゼネカ社製ワクチンの接種を希望する者										
	沖縄県モデルナワクチン接種センター 初回接種(1・2回目接種)	→									
	沖縄県広域ワクチン接種センター 初回接種(1・2回目接種) 追加接種(3回目接種)	→									
企業等	職域接種		地域負担の軽減及び 接種の加速化	→							

別表 2

追加接種の工程表

	R3. 12月	R4. 1月	R4. 2月	R4. 3月	R4. 4月	R4. 5月	R4. 6月	R4. 7月	R4. 8月	R4. 9月
医療従事者等	2回目接種から 6か月以上									
高齢者施設等入所者等	2回目接種から 6か月以上									
一般高齢者	2回目接種から 6か月以上 ※1									
その他64歳以下の者	2回目接種から 7か月(6か月)以上 ※2									
職域接種	2回目接種から 7か月以上									

※1：令和4年2月以降、初回接種の完了から7か月以上経過後に追加接種することが可能。

ただし、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、6か月以上経過後の方への接種が可能。

なお、ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、上記にかかわらず、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、順次、初回接種から6か月以上経過後の方に対して追加接種を行う。

※2：令和4年3月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種することが可能。

ただし、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般の高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、3月になる前に、7か月以上経過後の方への接種が可能。

(接種券を早期に取得したことに伴い、6か月以上7か月未満の間隔で接種を受けた場合も予防接種法上の接種として認める。)

なお、ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、上記にかかわらず、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、順次、初回接種から6か月以上経過後の方に対して追加接種を行う。

こうした枠組みの中で、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等に対して初回接種の完了から7か月の経過を待たずに追加接種を行うことは可能。